

白子町監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和8年2月20日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

第1 請求人
（白子町在住者）

第2 請求の内容

請求人から令和7年12月22日に提出された住民監査請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和7年12月22日住民監査請求書）

1 請求の趣旨

白子町が、委託型地域おこし協力隊員であるA氏との間で令和7年6月1日に締結した業務委託契約に基づき支出した、又は今後支出される委託料について、当該契約および支出が、地方自治法第242条に基づき違法又は不当な公金支出に該当するか否かを監査し、前町長及び現町長に対し、違法又は不当と認められた場合には、当該支出の停止、是正、再発防止等の必要な措置、返還請求を講ずるよう求める。

2 請求の理由

本件は、単に一隊員の活動内容の妥当性を問題とするものではなく、不適切な事業（活動）計画書を前提として委託契約を締結し、公金支出を行っている自治体の財務会計行為そのものの適否を問うものである。

以下、問いごとに説明する。

【問い1】

そもそも、この事業（活動）計画書は「委託業務」として成立するのか
A氏が提出した委託型地域おこし協力隊活動計画書に記載された活動内容を見ると、

- ・白子町内を車・徒歩で調査する

- ・空き土地・空き物件を調査する
- ・競合する宿泊を調査する
- ・土地・物件の購入を検討する
- ・リフォーム計画を立てる

といった内容が中心となっている。

これらはいずれも、事業を開始する前に行うべき調査・検討・準備段階の行為であり、行政目的を直接実現する業務とは言い難い。

委託契約において公金を支出するためには、「何をやれば業務が完了したと言えるのか」が客観的に判断できなければならない。

しかし本件計画書では、

- ・調査の完了基準
- ・検討の終了条件
- ・行政目的が達成されたと評価できる基準

が一切示されておらず、委託業務としての特定性を欠いている。

【問い 2】

これらの活動は、公金で支出すべき性質のものか

土地調査、物件調査、競合調査、事業性検討は、本来、

- ・自己の事業を行うか否かを判断するために
- ・個人が自己責任・自己負担で行う

典型的な私的事業準備行為である。

特に本件では、

- ・調査対象が宿泊事業であり
- ・購入・改修の対象は、将来的に個人資産となる不動産である

以上、これらの事前調査・検討に公金を支出することは、個人の営利事業の準備費用を自治体が肩代わりすることに等しい。

これは、公金支出の公益性・必要性・相当性を著しく欠く。

【問い 3】

成果が出たかどうか、誰が、どのように判断できるのか

本件活動計画書には、

- ・数値目標
- ・具体的成果物
- ・達成期限
- ・未達時の是正指導

が一切記載されていない。

その結果、

- ・何をもって成功とするのか
- ・成果が出ていない場合に契約を見直すのか

といった判断が不可能となっている。

これは、成果と無関係に委託料が支出される構造であり、委託契約として極めてずさんである。

【問い４】

なぜ「公私混同」と評価せざるを得ないのか

A氏が地域おこし協力隊として実施した行事の申込窓口として使用している電話番号と、同氏が個人で営利目的により運営する宿泊施設の予約・問い合わせ窓口として使用している電話番号が、同一であることが確認されている。

電話番号は、社会的に「誰の事業・誰の活動か」を識別する重要な情報である。

これが一致しているということは、

・協力隊活動と私的営利活動が外形上も、実質上も区別されていないことを意味する。

その結果、本件委託業務は、実質的に個人宿泊事業の営業・顧客獲得行為に転化している疑いが極めて高い。

【問い５】

なぜ自治体の責任が問われるのか

白子町は、

- ・活動計画書の提出を求め
- ・その内容を審査し
- ・委託契約を締結し
- ・公金を支出する

という立場にある。

したがって、活動計画書に委託業務として成立しない内容や、明白な不備が存在する場合には、訂正・修正を指示すべき義務を負っている。

しかし本件では、

- ・事前調査行為ばかりが並ぶ計画書
- ・成果指標が皆無な計画書

であるにもかかわらず、町は訂正指示や再提出命令を一切行っていない。

これは、財務会計行為における注意義務を著しく欠く職務怠慢（不作為）である。

【問い６】

情報公開が黒塗りでも、なぜ問題が明白と言えるのか

請求人は、本件に関し行政文書開示請求を行ったが、開示文書の多くは黒塗りとされ、契約の妥当性を十分に検証できない状態である。

この不開示決定については、別途審査請求を行う予定である。

しかしながら、本件は、

- ・不開示部分に立ち入らなくとも
- ・開示されている事業（活動）計画書そのものだけで

委託契約の不当性が判断できる事実である。

すなわち、情報不開示の問題以前に、契約の前提が既に破綻している。

3 結論

以上のとおり、本件委託契約及び公金支出は、

- ・委託業務として成立せず
- ・公金支出の合理性を欠き
- ・公私混同を伴い
- ・自治体の職務怠慢により是正されていない

ことから、地方自治法第242条に基づく違法又は少なくとも不当な公金支出に該当する疑いが極めて高い。

よって、厳粛な監査と是正措置を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(添付されている事実証明書)

(令和7年12月22日住民監査請求書)

- 1 地域おこし協力隊推進要綱
- 2 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書
- 3 行政文書部分開示決定通知書
- 4 2025.11 広報しらこ 12 ページ

(令和8年2月6日追加資料提出)

- 1 令和7年6月30日付け委託型地域おこし協力隊活動月報ほか一式

第3 請求の受理

令和7年12月22日に受付した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員事務局の補正指導の補助執行後、地方自治法第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和8年1月29日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約に関する「契約の締結又は履行」及び「公金の支出」について、法令等に基づき監査を行う。

2 監査対象部署

町企画財政課

3 監査の期間

令和7年12月22日から令和8年2月20日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和7年12月22日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和8年2月5日に実施した。また、請求人からの追加の証拠の提出については、令和8年2月6日に追加提出された。

5 監査対象部署の説明及び弁明

地域おこし協力隊事業を所管する企画財政課からの説明及び弁明は要約すると次のとおりであった。

1 活動計画書が委託業務として成立しているか

地域おこし協力隊の活動は、「地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するもの」であり、その具体的内容は、地方自治体が自主的な判断で決定するものとされている。

地域協力活動の例には「移住者受け入れ促進」や「地域おこしの支援」が含まれており、宿泊事業を通じた関係人口創出は、広義の「地域おこしの支援」活動に該当すると判断した。

また、活動計画書に記載された「白子町内調査」「空き土地、物件調査」「競合施設調査」といった一連の調査・検討行為は、地方自治体の裁量の範囲で認められるものと考え、町の地域協力活動として公益性を有すると判断した。

2 公私混同と評価される営利活動と地域協力活動の区別

地域協力活動と隊員個人の活動（営利活動等）との区別に関する判断基準は、地域おこし協力隊推進要綱に基づく総務省の見解に準拠する。

「調査・検討」は、任期後の起業に向けた準備だが、活動期間中はこの調査・企画プロセス自体が、町の課題解決に資する「移住者受け入れ促進」に向けた地域協力活動として位置づけられている。

事前調査（企画・検討）を委託料で実施させる制度的根拠は地域おこし協力隊推進要綱や白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書に基づいている。

地域協力活動の柔軟な運用として、地域協力活動は、隊員が「地域のビジョンを描き、地域に立脚しながら活動に取り組むという性質上、活動内容や方向性は、当初の計画に過度にこだわらず、実際の活動内容や将来的な活動の方向性に即して柔軟に設定を変えていくこと」が推奨されている。

起業準備の推進として、委託業務仕様書共通事項において、隊員には「任期後の定住に向けた起業・事業継承の準備を行うものとする」としている。活動計画書の「調査・検討」は、これを履行するための不可欠な準備活動として位置づけられている。

活動経費の計上として、隊員の活動に要する経費には、定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費、定住に向けて必要となる環境整備に要する経費等が特別交付税措置の必要経費例として認められている。

起業・事業継承を目標とした初期の調査や計画策定は、これらの「定住に向けた環境整備」の一環として、公費の支出が想定されている。

また、調査結果は、隊員個人の営利事業の実現に資する側面を持つ一方で、その活動が町の地域活性化という公益的な目的を達成する手段として位置づけられている。

公益性の判断として、調査・検討の最終的なアウトプット（宿泊事業の企画・運営）は、隊員の定住・起業という成果に繋がり、同時に「国内外から来訪者を増やし、関係人口の増加」を目的とするものであり、地域の課題解決に資する事業として町が認めている。

リスクと透明性として、町は、この活動を通じて新たな地域資源の活用や活性化モデルが町にもたらされるという公益性を根拠として、問題ないものと判断している。

なお、町は、日報及び月報や個別面談を通じて、隊員活動や活動実績を適正に把握・管理している。

また、「起業準備を協力隊活動の中心とすべきではない」という点については、町において、隊員の活動が専ら個人の利益追求に偏ることがないように、活動全体の進捗状況を定期的に確認し、地域力の維持・強化に繋がっているかを引き続き確認する。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員の調査並びに提出された書類、また、これらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 地域おこし協力隊

総務省の公式サイトによれば、「地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組で、隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年」としている。

また、「①自分の経験・能力を活かした地域活性化の仕事に就きながら、理想とする暮らしや生きがいを見つけることができます。②じっくりと時間をかけて仕事や住居等の、定住に向けた準備ができます。（任期後の定住率 約70%）③国・自治体等によるサポートが充実しています。④令和6年度は、10代から60代以上までの幅広い年齢層の総勢7,910名が、移住・定住、観光、商品開発の販売、地域コミュニティ活動、漁業・水産業、農業・林業、環境保全、医療・保健、デジタル、教育・文化、スポー

ツ等の幅広い分野で活躍しています。」と紹介している。

地域おこし協力隊員事業は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年（総行応第38号）制定）により規定されている。

(2) 白子町での地域おこし協力隊事業に関する規定等

- ・白子町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年告示第8号）
- ・白子町委託型地域おこし協力隊設置要綱（令和5年告示第159号）
- ・白子町地域おこし協力隊員用住宅管理規則（令和5年規則第37号）
- ・白子町地域おこし協力隊起業支援事業補助金交付要綱（令和6年告示第111号）

(3) 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書及び白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書

令和7年6月1日付け

委託者；白子町 白子町長 B

受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 A

(4) 委託型地域おこし協力隊活動計画書（A）

2 監査委員の判断

請求人は、町設置要綱に基づき締結された委託契約に関して、活動計画書の内容が委託業務として成立するのか、本活動は私的な営利事業の準備行為ではないか、成果の判断無き委託料の支出は委託契約として極めてずさん、公私混同の本活動計画を訂正や修正指導しない自治体の職務怠慢である、などを理由として、当該契約及びこれに基づく財務会計行為は違法であると主張する。

そこで、町設置要綱に基づき締結された委託型地域おこし協力隊に係る業務委託契約及びこれに伴う委託料の支出が、地方自治法その他の関係法令に違反するか否かを検討する。

(1) 契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条で、「売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2では，随意契約によることができる場合を規定している。

また，白子町財務規則（昭和60年規則第4号）第7章で契約を規定している。

本件業務委託契約は，随意契約としてそれぞれ町長の決裁を受け，所定の手続きを経て締結されている。随意契約の方法による契約の締結に関しては，契約の相手方や契約の内容などの決定について，地方公共団体の長その他の契約権者に広範な裁量権が認められている。

一般に、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱または濫用があった場合であり、それが不当となるのは、裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合と解するのが相当である。

これを本件についてみると、確かに、前述のとおり地域おこし協力隊制度自体が法律等の規定により厳格に定められておらず、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとされているため、契約内容の妥当性については、個別具体的な事情を踏まえた慎重な検討を要する場合があると考えられる。

しかしながら、本件業務委託契約の締結にあたり、地域おこし協力隊本人との面接を実施したうえで、当初の活動計画書が提出されていることから、町長の判断に裁量権の逸脱または濫用があったと評価することはできず、また、本条件下においては、裁量権の不合理な行使があったと評価することも困難である。

(2) 業務の履行について

国の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年制定）によれば、「地域おこし協力隊員」は、地方自治体から委嘱状の交付等による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること、が規定されている。

また、「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するものといい、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである、とされ、地域協力活動の例として、地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、移住者受け入れ促進など）が示されている。

さらに、「第5 その他事業推進にあたっての留意事項」の(3)で、地方自治体は、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、複数人の受入れを同時に行うとともに、地域おこし協力隊員が地域協力活動を終了した後も定住・定着できるよう地域おこし協力隊員に対する生活支援・就職支援等を同時に進めることが望ましいこと、と明示している。

これを本件についてみると、確かに、前述のとおり地域おこし協力隊制度自体が法律等の規定により厳格に定められておらず、活動計画書での活動概要が「宿泊事業の企画・運営と地域活性化の活動」とあるため、業務として営利活動と地域協力活動の区別があいまいな部分も見受けられる。

しかしながら、活動月報から確認できる、町内物件の調査やセミナーへの参加は個人の営利・私的活動と捉えられる可能性もなくはないが、移住者の受け入れ促進という町の課題解決に必要な地域協力活動と判断され、公益性を否定すべき具体的かつ客観的な根拠は認められない。また、地域おこし協力隊員が地域協力活動を終了した後も定住・定着できるよう生活支援・就職支援等を同時に進めることが望ましいこと、から私的活動と見える

側面を有する生活支援・就職支援等についても、社会通念上の範囲において十分に許容されるものと判断する。

よって、町長の判断に裁量権の逸脱または濫用があったと評価することはできず、また、本条件下においては、裁量権の不合理な行使があったと評価することも困難である。

(3) 公金の支出について

したがって、本件業務委託契約及びこれに基づく業務の履行に対する委託料の支出について、現時点において地方自治法その他の関係法令に違反し、直ちに違法又は無効であるとまでは認められない。

以上のことから、本件業務の財務会計上の行為によって町に財産上の損害が発生したか又は発生する恐れがあるかを検討するに、前述のとおり、業務の内容や委託料の支払いにおいて、監査を実施した範囲において、違法又は不当と評価すべき事実は確認できないため、町に財産上の損害が発生したとは言えない。

よって、直ちに地方自治法その他の関係法令に明確に違反しているとはいえず、住民監査請求において違法な財務会計行為と認定することは困難である。

3 結論

以上により、財務会計上直ちに違法又は不当であるとまでは認められなかったことから、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却する。

4 意見

本件審査にあたり、今後における行政事務の適正な執行のため、次のとおり意見を述べることとする。

本件については、財務会計上直ちに違法又は不当であるとまでは認められなかったことから、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却した。

しかしながら、地域おこし協力隊推進要綱の「第5 その他の事業推進にあたっての留意事項」においては、町の対応が次の項目において必ずしも十分とはいえない部分が認められた。

具体的には、「第5 その他の事業推進にあたっての留意事項」のうち、(2) 地方自治体は、地域おこし協力隊員との間で地域協力活動の範囲を定めるにあたっては、総合計画等における地域づくりの方針に沿った活動となるよう留意すること。とされているが、地域おこし協力隊推進要綱には具体的な地域協力活動が例示されているものの、町として総合計画等における地域づくりの方針に沿った活動となるよう協議・検討した経緯が起案文等の証拠書類から確認できない。

(4) 地方自治体は、地域おこし協力隊員の意向を尊重し、関係する各機関や

住民等とも必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任をもって地域おこし協力隊員を受け入れること。また、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。とされているが、地域おこし協力隊員本人の活動により研修や交流会への参加が認められるものの、町としてその機会の確保など必要な配慮を積極的に行った経緯が証拠書類等から確認できない。

(5) 地方自治体は、初任者向けの研修や任期終了間近の隊員向けの研修を実施し、地域おこし協力隊員に対して必要な説明をするとともに、総務省や都道府県が実施する研修への積極的な参加を促すこと。とされているが、町として初任者向けの研修の実施や他団体が実施する研修への積極的な参加を促すなどを積極的に行った経緯が証拠書類等から確認できない。

(8) 地方自治体は、地域おこし協力隊の活動内容について、地域住民等への報告会等を積極的に行い、地域住民等の理解を得るよう努めること。とされているが、町として地域住民等への報告会等を実施した実態が証拠書類等から確認できない。

よって、この指摘部分については、地域おこし協力隊推進要綱の趣旨にのっとり、より適正かつ徹底した運用に努めることが望ましい。

以上